

令和元年改正後の実務の状況及び 令和5年改正への準備とその他 改正について

弁護士
阿多博文 Hirofumi Ata

I 本稿で採り上げる事項

本稿では、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第2号。以下このときの法改正を「令和元年改正」、改正された民事執行法を「令和元年改正法」という。）¹ 施行後の財産開示手続、情報取得手続の問題点、今後改正を検討すべき事項を採り上げるとともに、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号。以下このときの法改正を「令和5年改正」、改正された民事執行法を「令和5年改正法」という。）² によるデジタル化後を意識した民事執行手続で検討すべき事項を指摘する。さらに、政府は、令和6年2月15日開催の法制審議会第199回会議で答申された「家族法制の見直しに関する要綱」に基づき、令和6年3月8日に「民法等の一部を改正する法律案」（内閣提出法律案（議案番号47））を衆議院に提出した。そこで、当該法律案の民事執行法改正に関する事項のポイントを紹介したい。

II 令和元年改正後の財産開示手続

1 財産開示手続の改正事項と施行後の状況

(1) 財産開示手続の改正の趣旨

まず、財産開示手続に関する改正事項を採り上げ、施行後に改正の趣旨が実現しているかについて検討してみる。

令和元年改正は、債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上をその趣旨に掲げているが、平成15年改正（平成15年法律第134号）で導入された財産開示手続については、①申立権者の範囲の拡大と②開示義務者（債務者等）の手続違反に対する罰則の強化の2点を改正項目として取り上げた。

(2) 申立権者の範囲の拡大

令和元年改正前は、準備執行（財産開示手続）に必要な債務名義（民事執行法22条）の種類について、本執行（金銭債権についての強制執行）に必要な債務名義よりも制限を設けていたが（改正前民事執行法197条1項の括弧書）、令

1 令和元年改正法を紹介する文献として、内野宗揮＝古賀朝哉＝松波卓也『Q&A 令和元年改正民事執行法制』（金融財政事情研究会、2020年）、内野宗揮＝剣持淳子『令和元年改正民事執行法制の法令解説・運用実務』（金融財政事情研究会、2020年）。

2 令和5年改正法を紹介する文献として、脇村真治ほか「民事執行・民事保全・倒産および家事事件等に関する手続のデジタル化（1）ないし（4）」NBL1249号（2023年9月1日）4頁、同1251号（同年10月1日）12頁、同1253号（同11月1日）4頁、同1255号（同12月1日）4頁、青木哲「民事執行・民事保全・倒産に関する手続のIT化」ジュリスト1590号（2023年11月）66頁。